

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10
令和8年3月5日～令和8年5月4日（2ヶ月）
地域3（関東支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

大日コンサルタント株式会社 岐阜県岐阜市藪田南3-1-21
株式会社トーニチコンサルタント 東京都渋谷区本町1-13-3
令和8年3月5日～令和8年5月4日（2ヶ月）
地域3（関東支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

日本交通技術株式会社 東京都台東区上野7-11-1
丸栄調査設計株式会社 三重県松阪市大口町102-2
令和8年3月5日～令和8年7月4日（4ヶ月）
地域3（関東支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である当該業者らは、令和7年12月19日、公正取引委員会から、地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第3号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
（独占禁止法違反行為） 3 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第4号、第5号第8号及び第9号に掲げる場合を除く。）。	発生地域及び影響を受けた地域について当該認定をした日から2月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上